

○総務省告示第千二百三十三号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

一 J 三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置若しくは狭帯域直接印刷電信装置による通信又はF三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信(以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。)を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合すること。

1 取扱いが容易なものであること。

2 選択された周波数は、容易に確認できるものであること。

3 機械的雑音が少ないものであること。

4 ○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字のキー配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告ITU-Tによるものであること。

5 遭難警報を送出するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、前号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構(ISO)の規格によるキーボードのキーでないこと。

6 遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること。

7 空中線の断線又は空中線端子の短絡からの保護手段を有すること。

8 過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。

9 露出した金属部分は、接地することができること。

10 電源端子は、接地されていないこと。

11 電圧五ボルトを超える電気(高周波のものを除く。)を通する導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。

(一) 遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。

(二) 遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が外部に表示されていること。

12 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。

二 デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局であって、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するもの無線設備は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。

1 送信周波数及び受信周波数は、それぞれ独立して選択することができること。

2 周波数二、一八二kHzに切り替える場合には、その電波型式はJ三Eが自動的に選択される機能を有すること。

3 装置の一部を加熱する必要がある場合は、給電後三十分以内に一定の温度に達するものであること。なお、加熱回路に供給する電力は、他の回路に電力を供給するスイッチの「断」により切れるものであってはならない。

4 電源投入後、送信装置の一定部分に電圧の供給を遅延させる必要がある場合には、この遅延は自動的に行われるものであること。

三 デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局であって、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの無線設備は、第一項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。

1 一六チャネル(一五六・八MHz)と七〇チャネル(一五六・五二五MHz)は、他のチャネルと明確に区別し得るように表示するものであること。

2 スケルチ制御が行えること。

3 一六チャネル音声出力は、船上において通常予想される周囲雑音の中で聴守するのに十分なものであること。

附則

平成八年郵政省告示第五百七十四号附則第二項の規定の適用があるデジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件は、この告示の施行後においても、なお従前の例によることとすることができる。

○総務省告示第千二百三十四号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第五号)第二条第六項第三号の規定に基づき、昭和五十二年郵政省告示第六百二十号(無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

表二十の項中「設備規則第七条第十四項第六号」を「設備規則第十四条第一項の表十一の項(一)」に改める。

○総務省告示第千二百三十五号

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省第七十六号)第十条及び別表第四号第三(2)の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号(登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

第一の第三項第二号の表2の項中「すべの周波数」として「設備規則別表第3号に掲げるスミアノイズ発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において」として「設備規則別表第3号」を「設備規則別表第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

2の2 不要発射の強度

ア 原則として設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまでは中心周波数の2倍の周波数のうちいずれか高い周波数までの周波数範囲で規定する。

イ 無線設備の構成(トランス、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等)により、特定の周波数範囲において明らかなに許容値を満足することが既知の場合には、その旨を記載することにより合理的に確認することができる。また、その旨を記載することにより、当該周波数範囲の別定に代えることができる。

ウ 給電点から使用される機器により不要発射が減少することを明らかにできる場合は、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。

エ イマチュア面にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。

オ 原則として無線設備を通常の動作させたときに、給電電流を供給される周波数帯ごとの不要発射の平均電力(無線局位置で測定される周波数帯ごとの平均電力)を使用する30MHz以下の周波数の電波を発生する無線局(移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。)にあっては、送信設備(実数電圧発生方式を用いるものを除く。)にあっては、送信設備(実数電圧発生方式を用いるものを除く。)にあっては、定めるところにより測定された値又はその値を設備規則別表第3号の表に定めるところにより測定された値若しくは平均電力と比較した差をその不要発射の強度とする。ただし、通常の動作状態が無変調である場合は、無変調状態において測定した値を不要発射の強度とする。